

安保法制に伴い変わったこと

ガイドライン

1. 今回の改定は自衛隊の軍事的役割を大幅に拡大し、活動地域も地球規模に広げることが狙いである。
2. 日米軍事協力がなし崩しに拡大し、軍事協力がグローバルな性質を加えることになる。世界中に展開する米軍への後方支援に積極的になると共に、米軍が攻撃されたときは自衛隊も参戦し支援することになる。
自衛隊による海外での米軍支援の内容が、質量とともに拡大し活動範囲も広がれば、戦闘に巻き込まれる危険性はさらに増す。
存立事態と認定して自衛隊が参戦し、攻撃されている米軍を守るためにその相手に攻撃を加えれば、相手方からは日本が先制攻撃をしたと敵と認定され、日本全土もその攻撃対象になりかねない。
3. 日本のありようを根底から変える動きである。
4. 専守防衛に徹し、海外で武力行使をしない平和国家としての歩みが戦後日本の繁栄につながり、国際社会で高い評価と尊敬を得てきた。
5. 戦後社会は平和への誓い、不戦の誓いから出発した。それは悲惨な戦争体験から生まれた人々の願いであったばかりでなく、武力行使することの愚かしさを直視し、すべての紛争を平和のうちに解決していこうという決意であったのです。
6. この 70 年間、日本は戦争をしてきませんでした。自衛隊は海外で人を殺したことも殺されたこともありません。一発の弾も撃っていないのです。そういう日本をつくってきたのは「集団的自衛権を行使しない」「海外で武力行使は行わない」という憲法を守ってきたからです。そういう日本を国民は理想として掲げてきたからです。この 70 年の歩みを断ち切ろうとしているのが安倍首相なのです。
7. ガイドラインに基づいて集団的自衛権を行使し自衛隊が攻撃された米軍を支援すれば、相手方に対して軍事行動を行うことですから相手方から反撃を受けるのは当然です。自衛隊が世界各地に展開し戦死者や日本への報復攻撃が行われたとき、はじめて平和が失われたことに気がつく愚かさを私たちは経験してはならない。

I. 海外の戦争を想定した医療体制について。

本年、戦場における適確な救命に関する検討会が開催され提言を取りまとめ中である。弾が飛び交う中で処置が困難な場合どう対応するか、場合によっては処置を見切って戦闘に重点を移さなければいけないとか。

また両足がもぎとられたり、顔面が破壊されているような写真を資料として対応措置を検討しているのです。海外での戦場を想定した医療活動について、はじめて検討されたということです。

安保法の成立で自衛隊の危険な地域での任務も広がり、戦闘に伴う隊員の死傷に備えた高度な戦傷医療導入の本格的検討に入った。

現在、米軍の戦術的戦傷救護ガイドラインに基づいて「砲火下の救護の基本処置計画」「戦術的野外救護の基本処置計画」などについて検討を進めている

アフガニスタンやイラクで6,000人を超す戦死者を出した米軍の実践的医療活動を取り入れるのに、いま自衛隊は必死になっている。そうした中で負傷した現場ですぐ対応できるように救急救命士の資格をもった隊員に教育を行い、医療免許をもつ医官と同じように喉を切開して気道確保したり、骨髄に点滴をしたりする外科的施術を可能にしたいというのが防衛省の考え。

現在の自衛隊の医療衛生体制

一般隊員	衛生科隊員	医官、看護官	
救急処置・護送	気道確保	外科的気道確保	胸腔穿刺
止血	止血	輸血	外科手術
戦闘地域⇒	戦闘地域からやや隔離⇒	戦闘地域から隔離	

II. 海外の戦闘を想定した日米合同訓練が行われています。

- ① 砂漠での訓練
- ② 上陸作戦
- ③ 弾薬や食糧を最前線の部隊へ補給する
- ④ 邦人救出訓練

III. 駆け付け警護の準備。南スーダンでしかも陸上自衛隊北部方面隊から任務追加の予定です。

従来は道路の補修などを目的としていた自衛隊が、今後、他国軍の宿営地の共同防護や駆け付け警護を行うように任務が追加される。

当然、武器を使うことになるので、今までは自分を守るための武器が、今後は任務遂行のために武器使用が認められる。従って状況によっては戦闘行為に参加することも現実の問題になるのです。もともとイラクへの派遣部隊も「他国に劣る武器しか持てないようでは、協力してもらえない」と主張して、戦車も攻撃できる無反動砲など従来のPKOにはない強力な武器を持って行った。従って駆け付け警護がどんな武器を持って行くのか問題。

スーダンでは大統領派と前副大統領派が対立し南スーダンは治安が悪化しているが、日本は、首都ジュバ周辺は治安が比較的安定していると判断し、自衛隊を派遣している。しかし最近の状況は政府のPKO参加5原則にある紛争当事者間での停戦合意が成立しているかどうか疑わしい。戦闘リスクは高まっている。

そして南スーダンへの自衛隊もこれまでは民生業務を扱う施設科の工兵がほとんどだったが、最近では派遣された350人のうち100人が陸上自衛隊の中央即応集団のメンバーである。中央即応集団は日本の海兵隊をめざし、2007年に創設された海外での特殊作戦などに従事する「精鋭部隊」とされている。あの沖縄県で墜落した米軍ヘリに乗っていた自衛官もこの集団の隊員で、船舶検査のため敵方の船舶に乗船を強行する訓練中の事故だった。

Ⅲ. しかし駆け付け警護については NGO から（例えば日本国際ボランティアセンター代表理事 谷山博史）「平和ブランド」が崩れ、かえって危険であると指摘されている。NGO は「非軍事」「中立」をかかげ軍隊とは一線を画さなければならない。

身を守り危険を回避するための情報を提供してくれるのは現地の人々だが、外国軍への情報提供を嫌う人も多く軍隊と近づけば情報は得にくくなる。

Ⅳ. 武器使用基準の見直しへ

安保法によって集団的自衛権の行使容認など新たに加わる任務に対応するため、自衛隊が武器を使う際の新たな基準などを定めた部隊行動基準(ROE)の見直しに着手した。

改正案の成立で新たにできるようになること

- ① 国連が直接関与しない平和維持などの活動にも参加可能に
- ② 住民を守る治安維持活動
- ③ 離れた場所に駆けつけて他国軍や民間人を警護
- ④ 任務を遂行するための武器使用

自衛隊が武器を使う場面も増えて「自己保有」型から「任務遂行」型へ変わり、現地住民を守るためのパトロールや検問をしたりする任務の際にも、武器が使えるようになる。そこで武力衝突に巻き込まれる可能性も強い。

また国連以外からの要請、例えば欧州連合(EU)などからのものでは派遣しうる。

いずれにせよ70年間一発の弾丸も撃たなかった歴史は終わりを告げる。

Ⅴ. 海外における自衛隊の基地の強化

海賊問題と自衛隊海外基地

近年、ソマリア沖・アデン湾で急増・多発している「ソマリア沖の海賊」問題は国際社会にとって重大な脅威となっている。海賊行為の対処のための活動では、自衛隊も「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき哨戒機2機を派遣している。

当初は米軍、EU部隊の協力を得て活動していたが、2011年7月7日、自衛隊の海外拠点が開設された。海賊対策の強化が目的で、自衛隊にとっては事実上初の海外基地と

なる。

2015年1月18日、現地を訪問した防衛大臣・中谷元が海賊対策だけでなくテロ対策など幅広い活動が出来るように法整備を進める考えを示した。

- 2013年12月に策定された25防衛大綱において、海賊対処のための基地であるジブチをもっと有効活用していくことが示され検討が進められています。
現に南スーダン PKO 派遣部隊への物資の輸送、国際緊急援助活動に際しての中継地としてすでに使われている。つまり自衛隊の海外活動の拡大によって、中東アフリカにおける PKO や米国や他国の戦闘部隊への後方支援の基地として使われることになり、自衛隊にとって本格的な海外基地になるのはまちがいないのです。
- ジブチには合計 580 人の自衛隊員が常駐している。護衛艦が 2 隻それに哨戒ヘリ、特別援助船、合計 400 人。
- 航空隊は P-3C が 2 機と整備補給隊と C-130H 輸送機などからなる空輸隊を編成し、物資輸送にあっている。
- 行動支援隊 110 名（海 40 名、陸 70 名）
- 現在は CTF151（第 151 連合任務部隊）という多国籍部隊に所属している。米、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタンなどが参加している。

VI. 戦争（有事）の体制の強化

- ① フェリー借り上げ 72 時間以内に係留地を出港できる態勢を維持する。

- ・新日本海フェリー「はくおう」（兵庫県相生港）
- ・津軽海峡フェリー「ナッチャン World」（北海道函館）

それぞれ本年度末までそれぞれ 3 億 5 千万で契約

海上自衛隊は大型輸送艦を 3 隻もっているが、十分でないので民間の借り上げを行っている。

- ② 目的

本年度は訓練や災害派遣に限った輸送契約。

本年度以後、有事の際にも車両や部隊を運べる契約を来年度から長期間契約で約 350 億円。

問題

有事に誰が運用するのか。（一般船員を予備自衛官にしてという考えもある。）

- ③ 新防衛大綱（2013 年 12 月閣議決定）

「迅速かつ大規模な輸送展開能力確保のために民間輸送力との連携」

旧日本軍に徴用された 7000 隻が沈没し 6 万人の船員が亡くなった。

VII. 安倍総理の国連演説（常任理事国入りを表明）

国連で次のような演説をした。

「PKO で自衛隊の任務が拡大したと主張。今後は人的貢献を果たせる普通の国として集団的自衛権や他国軍の戦闘支援が可能になったので、国連安全保障理事会の常任理

事国入りを目指す」と表明。しかし主体性はなくアメリカの言うとおりの主張をしている日本を、世界は認めるでしょうか。

そして国連演説の後の記者会見で、シリア難民を日本に受け入れるかどうかを問われ、「移民を受け入れるより国内の人口減少対策が先だ」と答え、「女性、高齢者の活躍が第一で、さらに出生率をあげていくにはまだまだ打つ手がある」と言って受け入れに否定的な考えを示した。

一国の指導者として実に恥ずかしい無知である。移民と難民の区別もついていないし、いまヨーロッパ各国が苦勞し世界もカナダ、ブラジルなど難民の受け入れを表明している。日本は昨年、難民認定を申請した 5000 人のうち、認定されたのはわずか 11 人しかいない。安倍首相の積極的平和主義は国際紛争に軍事介入することであり、常任理事国になれば無制限に国連の軍事活動に参加することになる。

VIII. 最近の動向

① 中古武器輸出

周辺新興国との関係を強化して安全保障環境を安定させるうえでも、新たな法整備は必要だとして中古武器を無償や低価格で輸出できるように法改正を検討。

↓

新興国への武器輸出は結果として日本の周辺国内の軍備増強を助長し、緊張関係を高めることになる。

防衛省 武器の操作や整備・補修などを通じて他国の軍人と自衛隊が交流を深めることは、日本とその国との安全保障を強化させるものとの考え。しかし、技術移転や輸出した武器が第三国への転売などの問題もある

② インドネシアと防衛装備協定へ交渉

- ・ 南シナ海の情勢を踏まえ、海洋の安全保障で協力していくことで一致。インドネシアは海上自衛隊の救難飛行艇 US2 の導入に関心。
- ・ 政府は ASEAN 各国との防衛協力を広げ、海洋進出を急ぐ中国を牽制する狙いがある。フィリピンとは移転の協定を合意しており、ベトナムとも協議中。

日インドネシアの外務・防衛担当閣僚協議のポイント

- ・ 閣僚協議を 2 年ごとに定期開催
- ・ 防衛装備品・技術移転協定の締結へ交渉開始
- ・ 海上安全保障の強化が南シナ海を含む地域の平和と安定に不可欠との認識で一致
- ・ インドネシアが主催する多国間共同訓練に自衛隊が参加
- ・ 日本と ASEAN の防衛相会合の来年開催で協力

③ 大学との共同研究

大学や研究機関が防衛省と組んで行う。

2014 年応募 109 件、11 件採用 (1 件あたり 3000 万)

米軍との研究も



日本学術会議（戦争目的とする科学研究には従わない）
大西会長 自衛のための研究は否定されていない。

④ 民間活用

新日本海フェリー はくおう（17000トン）

津軽海峡フェリー ナッチャンWorld（10000トン）



有事の後方支援

予備自衛官補 志願者 技術者 2年以内に10日の訓練
一般 3年以内に50日の訓練
→ 予備自衛官へ 2016年度21人

南西シフト

日本の防衛体制は冷戦期まで旧ソ連の北海道への上陸を最重点対策に備えていたが、中国の台頭で九州・沖縄など南西地域の防衛に重点をシフトしている。陸上自衛隊は離島が占拠された場合に奪還する上陸作戦を担う水陸機動団を2017年度末にも設立し、長崎県佐世保市に司令部を置く。また自衛隊が配置されていない「空白地域」になっている離島への陸自部隊の配備を進めている。日本最西端の沖縄県・与那国島には3月、航行する艦船や航空機をレーダーなどで監視する沿岸監視隊約150人の配備が始まる。

国際海洋法条約は、平和や安全、秩序を脅かさない限り軍艦であっても他国の領海を自由に通航できる無害通航権を定めている。

ただ中国は尖閣諸島の領有権を主張しているため、無害通航を求める可能性は低い。無害通航を主張することは日本の領有権を認めることと同じ。もし中国軍艦が尖閣周辺の領海に侵入した場合には、巡視船だけでは対応できない可能性もあり、海上警備行動を発令することとした。有事ではないため武器使用などに一定の制約はあるが、警告射撃などにより侵入した艦船などに針路変更を求めることが出来る。

海上警備行動

日本への武力攻撃が発生した場合などに武力を行使する「防衛出動」とは区分され、武器の使用に制限がある。正当防衛にあたる場合などに、必要に応じた武器の使用が認められる。1999年の北朝鮮工作船事件、2004年の中国原子力潜水艦の領海侵入事件、09年のソマリア沖海賊対策で過去に3回発令された。工作事件では、護衛艦の警告射撃や哨戒機による警告の爆弾投下が行われた。

⑤ 尖閣への海上自衛隊出動

従来は海上保安庁の巡視船が退去を求める対応をとっている。今後、自衛艦が出動すれば「軍：軍」の事態に発展することもあるので、早く偶発的な衝突を防ぐ海上連絡メカニズムの創設が必要。

⑥ 海外での戦場を想定した医療体制

本年「戦場における適確な救命に関する検討会」が開催され、現在、有識者会議で取りまとめ中であるが、中間報告がされている。

弾が飛び交う中での処置が困難な場合、どう対応するか。両足がもぎとられたり、顔面が破壊されているような写真を資料として対応措置を検討しています。

海外でのしかも具体的な戦場を想定した医療活動について、従来ほとんど関心もなく軽視されてきた。それが安保法の成立で自衛隊員も戦闘に伴う死傷の危険に初めて向き合う必要に迫られている。そこで米軍の外傷治療制度。

⑦ ジブチの自衛隊拠点

安倍首相はソマリア沖の海賊対策のため、アフリカ東部のジブチにおく自衛隊の活動拠点について、「今後も国際平和協力活動を実施する方針であり、日本から遠く離れた地域での活動を実施する観点から、ジブチの拠点を一層活用する方策を検討している」と答弁した。中東アフリカにおける PKO 活動や後方支援活動の拠点にする可能性もあることを明言した。自衛隊の初めての本格的海外拠点基地になる危険性が見えてきた。

⑧ 自衛艦の募集 ー安保法のためか高校生の応募減少ー

2015年応募者 25,092人。2014年より6,053人少なく19.4%減少。

過去最高 2011年 51,192人。

⑨ 安保法案で抑止力は高まったのか

政府は安保法の成立で、日米同盟が完全に機能し抑止力が高まると主張していたが、北朝鮮の核実験、中国の南シナ海の実効支配の強化、などますます強化されるばかり。これらに対する日本の解決策、対応策は何なのか。軍事的にアメリカを支援するというだけなのか。ますますアメリカのいうとおりになるだけ。

⑩ ロシア ー日米のミサイル防衛へ対抗策をー

- ロシアは2015年12月31日新しい連邦国家安全保障戦略を発表し、その中で日米や米韓のミサイル防衛(MD)計画を念頭に、米国が欧州、中東、アジア太平洋地域で進めているMDが世界と地域の安定を著しく低下させるとして、ロシアの安保戦略に正式に盛り込み、日米MDに対して明確に反対する案を打ち出した。
- アメリカにとって一番の脅威は従来からロシアであり、ロシアにとってアメリカである。
- ロシアは択捉の軍事基地強化の方針をだし、同時に国家戦略として日米に対抗することを決めた。
- こうして日米安保強化はロシアの軍事強化をまねき、抑止力は高まるところか低下し、むしろレベルの高い状況で軍拡競争が始まることになる。

防衛装備庁スタート

— 平和名目に武器輸出促進 —

- ◆ 自衛隊がもつ武器の開発から購入。民間企業による武器輸出の窓口役を一元的に担う。1800人でスタートと約2兆円の予算を握る巨大官庁。

自衛隊の海外での活動が大きく広がることで、武器の分野でも海外との結びつきを目指す。

防衛省は武器輸出政策を推進するには、企業を支援するさまざまな制度を整える必要があるとして、武器輸出事業に防衛省が貿易保険の適用を検討しています。

また財政力のない国には日本政府が買ってその国に贈与するとか、いろいろな方法ととにかく輸出を拡大しようとしているのです。国策として武器輸出を奨励することが平和に対する貢献どころか、紛争を助長することにほかならない。

政府は2014年「防衛装備移転三原則」を決定し、武器の輸出に厳しい制限を設けてきた方針を抜本的に改めた。

- ◆ 武器輸出三原則は

- ① 共産圏向け
- ② 国連の決議で武器的なものの輸出は禁止
- ③ 国際紛争などがある場合

武器を輸出してはならないという法律が明定はございませんが、これは憲法の精神にのっとりまして、国際紛争は武力をもって解決をしないという精神で、日本から輸出をされた武器が国際紛争で使われるということになれば、これは間接的なものにもなると思いますので、武器というものの輸出ということに対しては、非常に慎重でなければならぬ（1972年3月23日 田中角栄）

原則的に日本は平和国家でございますので、外国に対しては武器の輸出は行わない、こういう基本方針があるのです。

- ◆ 武器の輸送がどうして国際的な平和貢献に役立つのか、日本の安全保障になるのか。中国封じ込めのため諸国のベトナム・フィリピンへの軍事援助、日本の経済発展の道であると説明されているが、産軍複合化、軍拡競争を導く危険性がある。しかも、イスラエルとF-35の共同開発をすすめるようとしているが、中東諸国の反発を買うことは間違いのないことである。

私の印象に残っているのは山中貞則大臣が「日本は未来永劫外国に殺人手段たる武器そのものを輸出しない国にする」と榎崎弥之助議員の質問に答えたことです。

安倍総理はこうした歴代自民党内閣の努力してきた道を否定してしまった。戦争しか頭のなかにはないのですね。

- ◆ そのうえで ODA 大綱を変え、新 ODA 大綱を変えた。いままでは人道的理念に基づく支援で貧困や疾病に苦しむ人々への支援をし、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するということでした。

今回、途上国の貧困対策より経済成長を第一に考え、積極的平和主義の下 ODA を国益のために戦略的に活用する。そのため他国軍への支援も解禁すると変えたのです。

次々と平和日本の路線と決別し大日本帝国の道を歩みはじめています。

- ◆ 軍拡競争助長のおそれ

防衛装備庁の設置は、安倍政権が「積極的平和主義」を名目に、海外への武器輸出に関する厳しいルールを緩和したのに合わせた対応だ。輸出促進だけでなく、軍事技術の面でも米国やオーストラリア、欧州諸国と共同開発などの連携を深める目的がある。自衛隊の海外活動の範囲を飛躍的に拡大させる安全保障関連法と連動しており、平和国家としてのこれまでの歩みと逆行する。

武器輸出解禁の背景には、経済界からの強い要請もある。武器や装備品の開発・生産企業は、同時に原発やインフラの海外輸出を行う企業が中心。海外で競争が激化する中、武器や装備品の部品などの輸出、他国との共同開発を増やすことで、体力や利益を高めたい思惑からだ。

安倍政権は、武器輸出拡大も成長戦略の一部だと主張する。だが、利益優先の武器輸出促進は安保法に盛り込んだ集団的自衛権行使容認や他国軍の支援などとともに、敵国とみなされた国々の警戒感を高め「軍拡競争」を助長しかねない。輸出した武器がどう使われるのか海外の監視は難しい。

防衛省は過去、官製談合事件を起こし、旧防衛施設庁を廃止した経緯がある。名称を変えて役所を「復活」させ、再び組織が肥大化することは、防衛産業との新たな癒着を生む危険性もはらんでいる。

- ◆ 防衛装備庁・渡辺長官、日経のインタビューで発言

発言のポイント（無人機、ミサイル、戦闘機）

- 将来のステルス戦闘機は国際共同開発の可能性
- 無人機開発では日本の強い民間技術を生かす
- オーストラリアで潜水艦の開発・生産も
- フィリピンへの練習機供与も候補。中古装備品供与へ法整備を検討
- 日米の次世代迎撃ミサイル開発は順調
- 重層的な監察と監査で不正防止

日本の防衛産業の主な企業と契約実績（2014 年度の上位 20 社）

順位	契約企業	件数	金額（億円）	主な調達品
1	三菱重工業	213	2632	F35A の米国企業による製造への下請け生産業務委託、10 式戦車、護衛艦
2	川崎重工業	156	1913	潜水艦用発電機、P1 固定翼哨戒機
3	NEC	287	1013	野外通信システム、 固定式警戒管制レーダー装置
4	ANA ホールディングス	1	928	次期特別輸送機の取得
5	三菱電機	118	862	レーダーセット、99 式対空対誘導弾
6	IHI	20	619	P1 固定翼哨戒機用エンジン
7	富士通	128	527	陸幕システム構成品の借り上げ
8	東芝	70	467	電波監視装置 1 号機、 基地防空用地対空誘導弾
9	コマツ	34	339	対戦車りゅう弾
10	三井造船	8	319	潜水艦救難艦
11	伊藤忠 アビエーション	37	287	高性能 20 ミリ機関砲性能向上機材
12	JX 日鉱日石 エネルギー	140	261	航空タービン燃料
13	日立製作所	63	219	基地内光伝送路、掃海艦ソナーシステム
14	コスモ石油	113	207	軽油、航空タービン燃料
15	沖電気工業	43	162	潜水艦ソナーシステム
16	伊藤忠エネクス	122	160	軽油、重油、灯油
17	ダイキン工業	41	138	戦車砲用演習弾
18	昭和シェル石油	92	123	軽油、航空タービン燃料
19	日本製鋼所	21	107	99 式自走 155 ミリりゅう弾砲
20	ジャパンマリン ユナイテッド	3	102	掃海艦

日米安保体制について最近の状況

2016 年度軍事予算

総額 5 兆 541 億円 (1.5%プラス)

新たに後払い額 2 兆円

4 年連続増額、補正を含むと 5 兆 2507 億円

武器その他の装備品 米軍との一体運用

離島防衛

ミサイル防衛

2016 年度防衛費に盛り込まれた武器購入の一部と安保法

計上額	要求額	安保法との関連性
イージス艦		
1734 億円 (1 隻)	1675 億円 (1 隻)	弾道ミサイル共同対処と集団的自衛権の行使
新空中給油機 KC46A		
231 億円 (1 機)	要求当時未定	米軍の戦闘に対する支援の拡大
哨戒ヘリコプター SH60K		
1026 億円 (17 機)	1032 億円 (17 機)	平時の警戒監視強化や米艦防護
垂直離着陸輸送機オスプレイ		
447 億円 (4 機)	1321 億円 (12 機)	朝鮮半島有事での隊員輸送など
滞空型無人グローバルホーク		
146 億円 (部品など)	367 億円 (3 機)	平時の警戒監視強化や米艦防護
その他		
陸	機動戦闘車	36 両
	輸送防護車	4 両
海	そうりゅう型潜水艦	1 隻
空	F35 戦闘機	6 機
	E2D 早期警戒機	1 機

中期防衛力整備計画 (中期防)

2014~2018 年 5 年間の総額 24 兆 6700 億円

2014~2016 年 14 兆 9190 億円で現在のペースで増加し続けると中期防の枠には収まらない。

安倍総理 安保法が成立しても総額は維持する。

来年度防衛費（5兆911億円）

防衛省の概算要求 5兆911億円と過去最大（プラス914億円 2.2%）

米国製兵器の購入

オスプレイ	12機	1321億円
F35A	6機	1035億円
グローバルホーク	3機	367億円
E2D（新早期警戒機）	1機	238億円
水陸両用車 AAV7	11両	74億円
イージス艦	1隻	1675億円
哨戒ヘリコプター	17機	1032億円

南西諸島シフト

機動戦闘車 36両、C-2輸送機 1機購入

現在、15の陸自師団（1か所8000人）、旅団（1か所4000人）

2023年末、7か所を機動師団、機動旅団に改編する。

水陸機動団

予算の後年度負担

➤ 2017年度以降の支払う2016年度の購入で発生するローン総額

→ 2兆5648億円。

➤ 過去の購入ローン総額

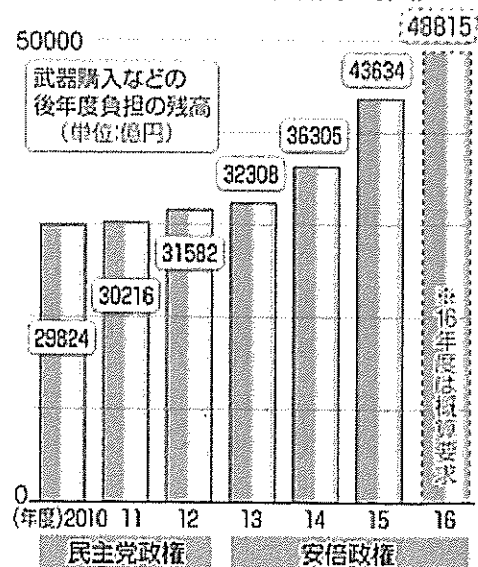
→ 2兆3167億円

↓

4兆8815億円

- 2012年度まで減少していた防衛費は、2013年度で一転増額に転じ、以後4年連続増加。
- 中国の海洋進出や北朝鮮の核ミサイル開発などアジア太平洋地域の安全保障環境の変化を増額理由にあげている。新たな装備や、海外での任務や訓練のため、将来ますます軍事予算は増加する。しかし防衛費を増やし続けることは、軍事大国化の意思ありとの誤ったメッセージを国際社会に与えかねない。周辺国に軍備増強の口実を与え、軍拡競争に陥る安全保障のジレンマは避けなければならない。自衛隊の活動範囲が広がることによって、新たな装備や訓練が必要となり、防衛費の傍聴は避けられない。

防衛省の「ローン」残高の推移



民主党政権 安倍政権

安保見直し武器増強

安保法案には平時からの日米共同の情報収集や警戒監視活動も盛り込まれている。そのため哨戒ヘリ SH60K (17 機) や無人機グローバルホーク (3 機) は、こうした任務のために必要。

また、戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油のための新しい C-2 (航続距離 6500 キロ、現行の 4 倍の積載量)。

オスプレイは航続距離が長く、朝鮮半島有事の際の自衛隊員の輸送が可能。

南西諸島 (尖閣諸島) シフトのため機動戦闘車 (36 両、時速 100 キロ、105 ミリ砲)。

その他、海外派兵となれば輸送や日本と異なる気象条件への対応。負傷した場合の治療、死亡時や負傷時の補償金など、膨大な金額が必要になる。

新たな安保法制は、米軍が予算と人員の両面での肩代わりを日本に要求し成立したのが今回の安保法制。

米軍の下請けをやるのだから防衛費は間違いなく増える。

GDP に対する日本の借金残高は 233%。先の大戦末期 204%より多くなっている。

なお、アメリカは 2015 年度、1899 億円の思いやり予算を 3 割増額するように日本に求めた。

日本がかかわる海外の主な原発事業

	運転中 原発 (基)	建設中 原発 (基)	計画中 原発 (基)	
米国	100	5	5	東芝、日立製作所、三菱重工業が建設・運転の一括許可を申請中。WHは4基建設中
中国	20	29	59	東芝傘下のウェスチングハウス(WH)が4基建設中。三菱重工はタービン輸出
リトアニア	0	0	1	EU加盟に伴い旧ソ連製原発は廃炉。隣接地での新規建設計画に日立が参画
フィンランド	4	1	0	南西部のオルキルオト4号機の入札で、日本、仏、韓国の計5社が競合
英国	16	0	4	2012年に日立が、14年に東芝がそれぞれ4基、3基の建設を検討する事業者を買収
台湾	6	2	0	建設中の2基は主要機器が日本製。反対運動で1基は密閉管理、2基目は建設凍結
ベトナム	0	0	4	南東部に日本が2基建設する覚書締結。20年の運転開始予定は遅れる見通し
アラブ 首長国連邦	0	2	2	4基建設で韓国企業連合が09年に落札。日本勢は5基目以降の受注を目指す
トルコ	0	0	4	シノップ原発計画で三菱重工・仏アレバの企業連合が昨年に優先交渉権
ブルガリア	2	0	1	コズロドイ7号機の建設でWHが8月に基本合意

※原発基数は世界原子力協会調べ。2015年8月1日現在。各企業名はグループ会社も含む。

有事 隊員が医療行為

防衛省が、有事の際に最前線で負傷した自衛隊員の治療の拡充策について、有識者会議を設置して検討を進めている。応急処置で救命の可能性が高まるとして、医師免許はないが、専門的な救護に関する講習を受けた隊員も現場で気管切開など医療行為をできるようにする方向で、法改正を視野に入れ議論している。

同省は「安保法とは無関係」とするが、識者からは「安保法によって戦傷のリスクが現実味を帯び、急きょ対応を迫られているのは明らかだ」との指摘も出ている。

拡充策の案は、救急救命士と准看護師の両方の資格を持つ隊員に講習を受けさせ、「第一線救護衛生員」（仮称）に指定。大量出血や、顔面の外傷・熱傷による気道閉塞、胸部外傷による緊張性気胸といった致死性の高い状態に対応するため①出血時の骨髄への輸液投与②気道確保のための気管切開③胸にたまった空気や水を抜く胸腔穿刺——など医師にしか許されない医療行為をできるようにする。

現在、両資格を持つ隊員は約 800 人。

防衛省は「国内有事を想定したもの。安保法制定とは別に、以前から省内で検討の必要性が言われていた」と説明する。

しかし軍事評論家の前田哲男さんは「駆け付け警護や他国軍への後方支援など、危険性の高い任務を見据えた動きだろう。政府が隊員のリスクは高くないと言う裏で、リスクを意識した議論が進んでいる。こういう現実直面することがもっとも広く知られるべきだ」と話した。

◆最前線での戦傷医療拡充 防衛省の構想

「第一線救護衛生員」（仮称） 救急救命士と准看護師両方の資格を持つ自衛隊員の中から指定
①出血時の骨髄への輸液投与 ②気道確保のための気管切開 ③胸にたまった空気や水を抜く胸腔穿刺（きょうくうせんし）
医師にしかできない医療行為

↓

法改正が必要
